

○関西学院大学 研究活動に関する指針

平成 20 年 4 月 4 日
大学評議会制定

関西学院大学はキリスト教主義によつてたつ教育研究機関であり、スクールモットーの **Mastery for Service** の精神に基づき、社会の信頼に支えられた高い倫理性をもつて教育研究を推進し、その成果を積極的に社会に還元することに、その本旨がある。したがって、本学の研究活動に対して以下の指針を定める。

1. 本学の研究活動における経費が、学生納付金、または公的な資金や、その他の外部資金によつて支えられていることを踏まえ、経費の申請、使用、報告にあたり、経費の目的を尊重し、関係する法令、通知および本学の諸規則などを遵守しなければならない。
2. 研究者は、研究成果の発表における捏造、改ざん、盗用、重複発表、その他の研究活動における不正行為を行つてはならない。特許出願において虚偽を行つてはならない。また、研究活動における利益相反の発生に十分な注意を払い、相反が発生する場合には情報を開示し、適切な管理を行わねばならない。
3. 研究者は、研究活動にあつて、関係する個人の尊厳および人権を尊重しなければならない。また、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、活動の過程において知り得た個人情報保護の保護に努めなければならない。
4. 研究者は、研究活動において装置、機器、薬品、材料などを用いるときは、関係する法令、本学の諸規則、学会等の指針を遵守し、環境、安全へ配慮しなければならない。
5. 研究者は、研究活動において、学生や共同で研究を行う者に対して正当な理由なくして不利益を与えてはならない。
6. 本学構成員は、不正行為が行われようとしている、あるいは、行われたことを知つた場合には、それを放置してはならない。

附 則

- 1 この指針は、2008 年（平成 20 年）4 月 4 日から施行する。
- 2 この指針は、2014 年（平成 26 年）12 月 5 日から施行する。